

北村山公立病院新病院整備基本計画策定支援業務に係る
公募型プロポーザルの実施について（公告）

「北村山公立病院新病院整備基本計画策定支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき、業者の選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 5 年 9 月 15 日

北村山公立病院組合管理者
東根市長 土田 正剛

1 公募型プロポーザルを実施する業務の概要

- (1) 業務名 北村山公立病院新病院整備基本計画策定支援業務
- (2) 業務内容 令和5年8月に策定した「北村山公立病院新病院整備基本構想(以下「基本構想」という。)」を踏まえ、「北村山公立病院新病院整備基本計画」の策定支援を行う。詳細は、「北村山公立病院新病院整備基本計画策定支援業務委託仕様書」及び「北村山公立病院新病院整備基本計画策定支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)」を参照すること。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで

2 参加資格

本業務に関するプロポーザルに参加できる者は、下記に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 単独の法人であること。
- (2) 令和5・6年度の北村山公立病院競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
登録が無い場合、遅くとも参加に係る必要書類の提出期限までに登録されていること。
(所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を北村山公立病院経営管理課業務係へ提出すること。)
- (3) 本要領交付開始日以降、北村山公立病院組合より指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き

- 開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。
- (6) 租税等に滞納がないこと。
 - (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - (8) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
 - (9) 公告日から過去 10 年間（契約（業務）終了日が平成 25 年 9 月 1 日以降）に、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 23 第 1 項第 5 号に規定する厚生労働大臣が定める者、国立病院機構又は地方医療機能推進機構の開設する病院若しくは同法第 31 条に規定する公的医療機関のうち、建設後の許可病床数（当該許可が未了の場合は基本計画に記載された予定病床数）が 200 床以上の病院について、新築又は増改築に係る基本計画の策定支援業務を元請けとして受託し、履行を完了した実績を有していること。
 - (10) 本業務の実施に当たり、医療行政、病院整備及び運営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、本業務に関する責任者となる統括責任者及び本業務の実務を主となって担当する主任担当者を自社の社員の中から選任すること。
 - (11) 業務体制上に次の有資格者を配置すること。各資格について有資格者を 1 名以上充てることとするが、1 名が複数の資格を有する場合は各資格についてそれぞれ 1 名と取り扱って差し支えないものとする。
 - ・公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタント
 - ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

3 手続等

(1) 担当

〒999-3792 山形県東根市温泉町二丁目 15 番 1 号
北村山公立病院 経営管理課業務係
電話 0 2 3 7 - 4 2 - 2 1 1 1 内線 2 1 0 0
電子メール seibi@hosp-kitamura.yama.jp

(2) 実施要領等の公表

①期間

令和 5 年 9 月 15 日（金）

②方法

北村山公立病院ホームページからのダウンロードとする。

<https://www.hosp-kitamura.yama.jp/>

(3) 実施要領等に関する質問受付

①期間

令和 5 年 9 月 15 日（金）から令和 5 年 9 月 22 日（金）まで

②方法

電子メールによる提出とする。

seibi@hosp-kitamura.jp

(4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

①提出期限

令和5年9月29日（金）

②提出場所

(1)に同じ

③提出方法

持参または郵送による。

(5) 企画提案書・見積書等の提出期限並びに提出場所及び方法

①提出期限

令和5年10月13日（金）

②提出場所

(1)に同じ

③提出方法

持参または郵送による。

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 公募型プロポーザルの参加に係る一切の経費は、参加表明者の負担とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 関連情報を入手するための問合せ窓口 上記 3(1) に同じ。
- (5) 本業務の受託者又はその再委託先等については、本業務の後に当院が別途発注する業務の受託に係る制限は設けないものとする。
- (6) 詳細は、別紙「北村山公立病院新病院整備基本計画策定支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領」による。